

路線バス通学定期券 補助制度

稲敷市では、市内路線バスの活性化・維持・存続を目的として、通学定期券購入費用の一部を補助しております。学生の皆さまは、ぜひ、ご活用下さい。

※すでに他の制度で補助等を受けている方は受給できません。

補助対象となるバス路線

| | |
|---------|----------------------|
| J Rバス関東 | 霞ヶ浦線 |
| 関東鉄道 | 江戸崎・龍ヶ崎市駅線、稲敷エリア広域バス |
| 桜東バス | 江戸崎・佐原線、新利根・神崎線 |
| ブルーバス | 浮島線、神宮寺線、鳩崎線 |

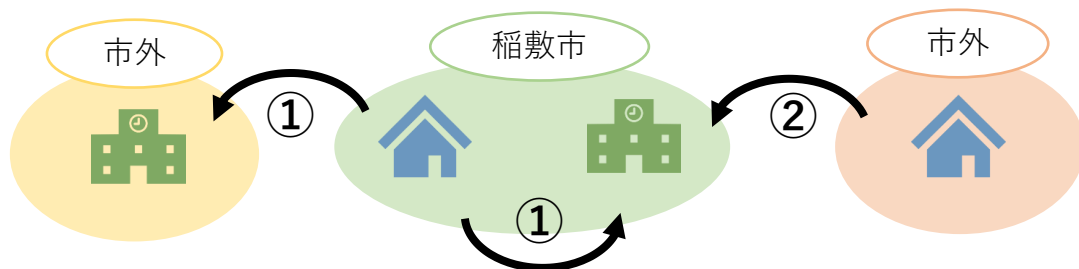
※上記路線以外は該当しません。



補助の区分と補助率

| | |
|--|-------|
| ① 市内在住 → 市内・市外在学 (稲敷市内に住んでいて、市内又は市外の高校等へ通学) | 50%補助 |
| ② 市外在住 → 市内在学 (他市町村に住んでいて、稲敷市内の高校等へ通学) | 20%補助 |

※補助額のうち1,000円未満は切捨てとなります。
通学経路が不自然な場合などは、補助が減額となる場合があります。



補助の一例（往復通学定期券の金額にて記載）

| | |
|------------------------|--------------------------|
| 浮島郵便局⇄江戸崎総合高校 | 1ヵ月・12,600円のうち 6,000円を補助 |
| 幸田車庫⇄江戸崎総合高校 | 1ヵ月・10,800円のうち 5,000円を補助 |
| 美浦トレセン前⇄江戸崎総合高校(市外在住者) | 1ヵ月・8,420円のうち 1,000円を補助 |

この補助制度は、ふるさと応援寄付金を活用しています。

手続きの流れ

| | |
|---|--|
| 1 | バス会社にて通学定期券を購入してください。領収書は大切に保管してください。 |
| 2 | 申請書に必要事項を記入し、以下の書類とあわせて、稲敷市役所（産業振興課）へ申請してください。 ※東支所、新利根公民館、桜川公民館窓口でもお預かりする事ができます。 <ul style="list-style-type: none">・定期券のコピー（IC定期券の場合はIC定期券内容控のコピー） （バスもり！の定期券の方は、定期券画面を印刷）・領収書のコピー（定期券に支払い金額が記入されている場合は不要です）・生徒手帳、学生証のコピー（新入生は合格通知書でも代替可能） |
| 3 | 市役所にて審査した後、交付決定通知が届きます。補助金は、交付決定日からおおむね3週間以内に指定の口座に振り込みとなります。 ※記入間違いや添付書類の不足があると手続きが遅れる原因となります。 |
| 4 | 引き続きバス通学をする場合は、1の手続きへ戻ります。 |

Q & A

| | |
|---|---|
| Q | 申請期間はいつから、いつまで？ |
| A | 定期券の有効期限(満了日)を基準に1カ月前から3カ月後までの期間内に申請してください。 ※申請期間を過ぎた場合は、原則、受付できませんのでご注意ください。 |
| Q | 補助金の振込口座は、だれでも大丈夫ですか？ |
| A | 申請者と同一人物にしてください。 |
| Q | 仕事をしながら定時制高校へ通学しています。定期券補助は受けられますか？ |
| A | 定時制高校までの交通費を会社等から支給されている場合は、補助を受けられません。交通費が自己負担の場合は、定期券補助を受けられます。 |

申請書は市役所の窓口、または市役所公式ホームページからダウンロードしてご利用ください。

ここからGO!



補助金の申請先・お問合せ先

稲敷市役所 産業振興課 公共交通担当
TEL 029-892-2000（代表）